

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	632 県営土木事業負担金	会計	01	一般会計
		款	08	土木費
		項	01	土木管理費
		目	01	土木総務費
基本 施策	50 市内道路網を機能的に強化する	細目	339	国県土木事業対策経費
		細々目	51	県営土木事業負担金
行革大綱の重点事項番号				
担当部署	コード	191100	担当者	小林 伸太郎
	名称	産業建設部 公共事業対策室	連絡先	43 - 2326 (内線) 235

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	計画路線を利用する人	※対象件数
成果(どうする)	道路利用者の利便性、安全性の向上を図る。	
根拠法令・要綱等	地方財政法	
開始年度	平成 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
事業内容	国・県等へ事業化を要請するとともに、継続事業の着実な整備促進を図るため、地元調整、協議等を行った。 ○ 平成22年度実施事業 ・一般国道163号寺田橋改良 ・(主)上野大山田線運道バイパス整備(運池～喰代) ・(-)高倉佐那具線現道拡幅(東高倉) ・(主)松阪青山線道路改良(山立) ・(-)戴持霧生線道路改良(高尾～霧生) ・(-)青山美杉線道路改良(川上ダム関連 小川内～出入) ・(-)上野島ヶ原線道路改良(富蒲池) ・道路台帳修正(一般国道25号、(主)松阪青山線) ・伊賀上野橋新都市線改良(街路 上野丸之内) ・急傾斜地崩壊対策事業(寺山) ・急傾斜地災害緊急対策事業(北浦)	
社会情勢 の変化等	平成22年12月22日付け県土第01-63号「土木関係建設事業等に伴う市町負担金の情報提供について」により、平成23年度から、道路改良事業(県単)については、市町負担金が廃止されることとなった。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地	一般国道368号他	1 運営主体	
2 建設面積 (延床面積)	1式	委託先	
3 規模・構造	地形測量、測量設計、用地買収、道路工	2 配置人員	人
4 総事業費	11,096 千円	3 年間運営費	千円
		4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
			三重県、地元との連絡調整 (平成23年度以降は県単道路改良事業を除く)	回	目標 20 実績 20	目標 20 実績 31

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
				進捗率(道路工、測量、詳細設計等)	実施箇所/計画箇所	%	目標 100 実績 100

投入コスト	H21 決算		H22 決算		H23 当初予算		H24 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)	11,577	11,531	20,900	66,001				
Aの財源内訳								
国庫支出金								
県支出金								
地方債	11,400							
その他	123		435	200			500	
一般財源	54		11,096	20,700			65,501	
事業投入人件費(B)	0.4人	2,880	0.4人	2,880	0.2人	1,440	0.2人	
フルコスト(A)+(B)	14,457	14,411	22,340	67,441				

事務事業の評価(Check)

	判断の基準(該当項目に○をつけてください)	備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	○
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	○
有効性	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	○
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	○
	民間のサービスだけでは地域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	○
効率性	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○
	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れている事業	○
	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	
	財政状況を考慮し、事業を休止した場合は、市民生活への影響が大きい事業	○
効果性	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
	市の負担金が支出できない場合、三重県が都市計画街路事業及び急傾斜地崩壊対策事業が実施できないことから、市民の生活及び安全性向上が図れない。	○
	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○
	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	○
達成度	当初設定した計画を 60%未満 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
予算の繰越の有無	有	【予算の繰越がある場合、繰越の種別】
繰越明許費	繰越明許費	
他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。		
【事業名】		
受益者負担を求めることができる事業である。		
全体コストにおける負担構成は適正である。		
コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		

改善策	事業主体である三重県と連携し、当該年度内での事業進捗に支障の出ないよう地元調整等を図っていく。
昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況	
【状況】	計画のとおり進んでいる
【詳細】	
昨年度の取組状況	円滑に事業が進捗するよう、地元調整を図った。(地元説明会 道路課関連3回、幹線道路課関連5回、流域課関連3回)

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	谷口 昌平
【方向性】	現状維持
【理由】	
事業の方向性	残事業が多くある中、引き続き県営事業(負担)を継続実施することにより市民生活の向上を図っていく必要があり、現状維持としたい。
現時点における課題、その他	事業進捗を図るには、地元等の関係者の理解・協力が不可欠である。
課題、その他に対する改善策	事業主体である三重県と連携し、当該年度内での事業進捗に支障の出ないよう地元調整等を図っていく。
いつまでに、何を、どうする)	